

**入国時は陰性であったものの、入国後に陽性と  
診断された症例の正確な把握等を目的とした  
HER-SYSによる情報収集の強化について**

2021/1/13 (水)

## 趣旨・目的

- 今後、一定の期間が経過した段階において訪日外国人の段階的増加が見込まれる中で、当該訪日外国人の健康管理の徹底、感染の早期発見・早期対応の徹底に万全を期すことにより、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査業務の円滑な実施に資するような仕組みを整備する。  
→ 具体的には、**入国後28日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された訪日外国人について、HER-SYS上でパスポート番号を入力**する。

※ 入国時に記入・提出する誓約書に、「入国後に陽性となった場合には、保健所や医療機関にパスポート番号を提供・提示する」旨を追記する予定。

## 期待される効果

- 検疫システムデータとHER-SYSデータを効率的に連携させることが可能となり、**例えば、入国時に陰性であったものの、国内滞在中に陽性になった割合などを正確に把握・分析できるようになる**。  
→ これにより、**より効果的な感染症対策を講じていくことが可能**になるものと期待。

※ 現行、検疫データとHER-SYSデータを突合するための共通IDが存在しないことから、両データの突合が困難。特に外国人について、誤記や表記ゆれ等により、氏名を利用した突合も困難。

- (※1) パスポート番号の入力は基本的には保健所が行うことを想定。ただし、医療機関が入力しても差し支えない。その他、実務上の論点等については更に整理・検討。
- (※2) なお、**実際の入力開始時期は、システム改修が終了する1月下旬を想定**。

## (連携強化のイメージ)

※検疫データについては、現行、パスポート番号情報を登録している。



※パスポート番号により管理予定。



※パスポート番号記入欄の追加



連携・突合



(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、またはその蔓延を防止するため緊急の必要があると認めるときには当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他関係者に質問させ、または必要な調査をさせることができる。

# パスポート番号の入カイメージ

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

外来機関名を検索

外来機関を検索

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類

2 当該者氏名

3 性別

4 生年月日

5 診断時の年齢（0歳は月齢）

6 当該者職業

補足情報入力

担当保健所

医療機関名を検索

医療機関名を検索

医療機関を検索

パスポート番号

届出先保健所（）

自由記述欄 ※担当保健所専用

※発生届入力画面の欄外にパスポート番号の入力欄を追加（発生届の様式変更ではない）